

# 新潟県 公民館月報



(昭和33年3月18日第三種郵便物認可)

昭和42年7月号(通刊第173号)

発行所 新潟県公民館連合会  
【新潟市学校町一・県庁本館社会教育課分室】  
【電話・(新潟)23-5511 内線691】【振替新潟  
4094】

発行人 会長 吉津 勝栄  
編集人 事務局長 本田 清

昭和42年7月15日発行(毎月1回15日発行)  
【定価 1部20円半券・年額240円】

## 水の季節

■休みは、子供たちにとって

て年一度のたのしい季節、水の季節。だが水はおだやかな表情をたたえながら、底に口じりバをむじて静かに待っている。

水の事故は直接免じながら、重複頻といた山間はない。だからといって子供たちを水から遠ざけようとして問題は解決しない。必要なものは安全な運転と、細心の注意、それに安全指導者である。

(文・佐藤貞正)(写真・木経)

# 歐州へ公民館職員

九月中旬から一ヶ月八力國へ派遣

公民館職員を海外に派遣することは、関係者のかねてからの念願であったが、このほど全公連の努力がみのり、視察費の一部国庫補助を得る見通しがついたので、本年度はとりあえず名ないし7名が派遣されることになった。文部省が派遣する社会教育関係者の海外視察は数年前より行なわれ、これまでには、婦人や青少年のリーダー等の派遣が多かったが、公民館職員の主体派遣ははじめてのこととで成果が期待されている。視察計画は下記のとおりで、本県でも各都市公連に入選が依頼されているが7月25日現在3名が推薦されてきた。

## 公民館關係者海外視察計畫

## 1. 趣旨

公民館には、地域の社会教育の中心施設として青少年教育、成人教育等の諸分野にわたる活動をつづけているが、変貌する現代社会の要求に即応するためには、より広い視野に立ちより高い識見をもつ職員によって運営されなければならない。このためには中央・地方において研修等の方途も講じられているが、さらに欧州各国の社会教育状況を視察し、視野を広めることが心要である。

しかも、わが国の公民館活動は、国連本部を通じて諸外国からも注目されているところであり、視察にあわせて彼地における社会教育関係者と意見を交換することは相互の親善に貢献するところが少なくないものと認められる。

以上の趣旨から優秀なる公民館職員の海外視察団を派遣しようとするものである。

## 2. 時期

昭和42年9月中旬～10月中旬（約4週間）出発日時および旅程は別に定める。

### 3. 視 察 地

イタリー、スイス、フランス、西ドイツ、イギリス、

オランダ、デンマーク、スウェーデン等の各国における社会教育を中心とし、あわせて文化・産業等を視察見学する（細部は別に定める）

#### 4. 視 察 員

- (1) 観察員は、公民館長および公民館主事を中心とし、一部に関係者を加えることがある。

(2) 人員は3名ないし7名とし、本祝祭の趣旨に合し身体強健なる者につき都道府県公連の推薦するものの中から選考する。

ただし、次の条件のいずれかに適合する者を優先的に選考する。

  - a、常勤専任の館長および主事
  - b、外国语（英・独・仏等）に相当の能力をもつ者
  - c、公民館活動推進上とくに重要な地位にある者

(3) 次に掲げる補助を受けず、全額自己負担で参加することを希望する者があるときは、選考のうえ全行程を共にすることを条件として、前号の定員外に加えることがある。

(4) 都道府県公連は参加希望者を7月25日までに所要の事項を算して全公連に推薦し全公連は8月上旬に参加者を選考者決定する。

5. 経費

- (1) 派遣費概算 416,600円

内訳 航空運賃（往復）	347,600円
宿泊料（27泊）	69,000円

(2) 他に現地における食事代、交通費、視察費、雜費として約10万円（1日約10ドル）を必要とする。

(3) 出発までに旅券手続、予防注射、旅行傷害保険等に約6,000円と、打合および研修のための集合旅費2回程度を用意すること。

(4) その他の出発までの準備研修等の費用は主催者が負担する。

(5) 派遣費（航空運賃・宿泊料）の半額約20万円は、主催者が負担する。

さんじうの室

個性の尊重







昭和42年度

## こどもを水から守る運動

こどもの水による事故はいぜんとして多発の状況にありますので、42年度においても引き続き県民運動としてこの運動を強力に展開し、家庭、学校、関係機関、団体等による地域ぐるみの総合的な防止対策を推進し、県民あわせてこどもの水死事故の防止を期することになりましたので下記事項をご留意のうえ実効のあがるよう万全の措置を講ぜられたくお願いします。

—新潟県—

記

## 1. 県の実施事項

県は、「県の実施方針」に基づき、新潟県青少年総合対策本部が主体となり本運動の総合的推進にあたる。

おなじく運動の実施にあたって、重点確調月間の実施事項及び運動推進のための具体的な事項については、そのつど関係機関と協議のうえ通知する。

## 2. 市町村の実施事項

- (1) 市町村は、その地域におけるこの運動の主体となり、水死事故防止対策懇談会を開催して具体的な実施計画を定め、それを実施にあたること。
- (2) 市町村は、実施計画の円滑な推進をはかるため、必要な予算措置を講じ、水死事故防止対策の実施について万全を期すること。

## 3. 家庭、学校、関係機関、団体等の実施事項

- (1) 児童福祉、教育、警察等の関係機関は、常に相互の連絡を密にし、本運動の推進につとめること。
- (2) 町内会、部落会、婦人会、青年団、PTA等においてはあげて本運動に参加し、家庭への関心を高めるとともに、地域全体の理解と協力を求める家庭周辺の危険箇所に対する防護措置の徹底をはかるようにつとめること。
- (3) 児童委員、少年補導委員、少年補導助員、青少年福祉推進員、青年団等は、積極的に本運動に協力し、児童に対する水死事故防止指導の徹底をはかること。
- (4) 家庭の日には、親と子が水の事故防止についての話し合いを行なって、水に対する正しい認識と、しつけを徹底すること。

とくに幼児のある家庭においては、常に家庭周辺の危険箇所を点検し、必要な防護措置の徹底をはかること。

&lt;/div



